

## 国立大学法人滋賀大学契約事務取扱細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第4条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第28条第1項に規定する競争（以下「一般競争」という。）に付するときは特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

前項に規定する特別の理由がある場合とは、被補佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合、又は特に軽微な契約（民法第9条但し書きに規定する行為）である場合とする。

（競争に参加させないことができる者）

第5条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6） 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用者として使用した者

2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。